

徳島市子ども計画（素案）について

1 策定の背景

令和5年4月に「こども基本法」（以下「基本法」といいます。）が施行、さらに同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、国や都道府県、市区町村は「こどもまんなか社会」の実現をめざし、基本法の趣旨にそって社会全体で、計画的に「こども施策」を進めているところです。本市においてもこうした状況を踏まえ、基本法に基づく「徳島市子ども計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 位置付け

本計画は、基本法第10条に規定する市町村におけるこども施策についての計画（市町村子ども計画）として策定します。

なお、この市町村子ども計画は、国が策定する「こども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案して定めることとされています。

また、本計画は、既存の計画（子ども・子育て支援事業計画、教育振興基本計画など）に基づき取り組んでいるこども施策に全体として統一的に横串を通すものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

これは、趣旨・目的が一部で重なる「第3期徳島市子ども・子育て支援事業計画」の終期とあわせたものです。

4 計画の対象

本計画により推進するこども施策は、全てのこどもと子育て世帯（妊娠・出産期を含む）、及び若者（おおむね12歳から29歳までとし、施策によっては39歳までを含む）を主たる対象とします。

5 基本理念

基本法では、地方公共団体は「こども施策の基本理念」（基本法第3条）にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。こうした法の趣旨を踏まえ、本計画の基本理念は基本法と同一とします。

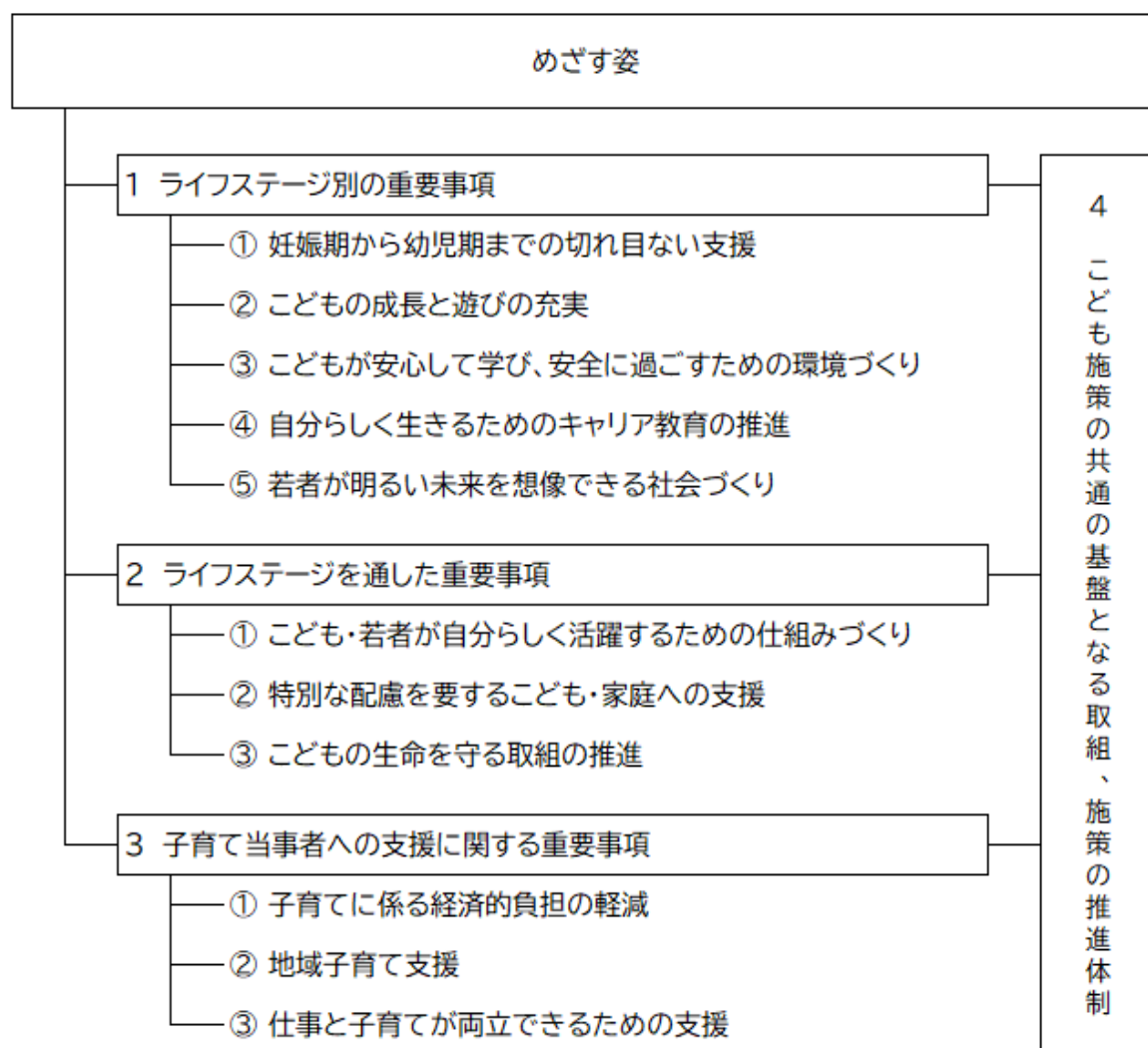
【基本理念（要約）】

- (1) 子どもの基本的権利の尊重と差別されないこと
- (2) 養育・保護・教育を受ける権利
- (3) 自分に関することへの意見表明・社会参画の機会の確保
- (4) 年齢に応じた意見尊重と最善の利益の優先
- (5) 十分な家庭支援と困難な子どもの環境確保
- (6) 子育ての喜びを感じられる社会の実現

6 施策の展開

本計画では、「めざす姿」（当会議でご議論いただきたいと考えております。）の下に、「1 ライフステージ別の重要事項」、「2 ライフステージを通した重要事項」及び「3 子育て当事者への支援に関する重要事項」を示し、それぞれの施策を結ぶ形で「4 こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制」で構成しております。

なお、これらの施策の名称、構成は、国の「こども大綱」で示された重要事項に準じております。また、施策を構成する具体的な「取組」の中には、本計画が既存計画に基づく「こども施策」に全体として統一的に横串を差すものという性質上、当該計画と重複しているものがあります。



7 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月	当会議でのご議論
令和7年12月	素案の市議会報告を経てパブリックコメントの実施
～令和8年1月	
令和8年3月上旬	計画最終案及びパブリックコメントの結果を市議会へ報告
3月下旬	計画の策定・公表